

特別養護老人ホーム榛原の里指定短期入所生活介護・  
指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月22日条例第15号）第164条および大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日条例第16号）第139条の規定に基づき、社会福祉法人大津市社会福祉事業団が特別養護老人ホーム榛原の里（以下「榛原の里」という。）において実施する指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）の事業（以下「事業」という。）の運営に係る重要事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）の心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、又、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を図るため、適正な短期生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、また、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護（介護予防）支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第4条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム榛原の里
- (2) 所在地 大津市真野普門三丁目1120番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業に従事する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、基準に定める必要な員数を配置する。

- (1) 管理者 1人 事業の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、利用者が概ね4日間以上継続して入所する場合には、(介護予防)短期入所生活介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。なお、(介護予防)短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅(介護予防)サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成する者とする。
- (2) 医師 1人以上 利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
- (3) 生活相談員 1人以上 利用者またはその家族の生活の相談に応じるとともに、(介護予防)短期入所生活介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。
- (4) 看護職員 1人以上 (介護予防)短期入所生活介護計画に基づき主として利用者の健康の管理を行う。
- (5) 介護職員 6人以上 (介護予防)短期入所生活介護計画に基づき主として利用者の介護を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1人以上 (介護予防)短期入所生活介護計画に基づき主として利用者の日常生活を営むのに必要な機能の維持・向上のための訓練を行う。
- (7) 管理栄養士 1人以上 利用者の栄養指導を行う。
- (8) 歯科医師 1人以上 利用者の口腔衛生等指導に関すること。

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は、1日16人とする。

(短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額を利用者の負担とする。

- (ア) 介護(入浴または清拭、食事、排泄、移動等の介助)
- (イ) 栄養管理
- (ウ) 健康チェック、レクリエーション及び機能訓練
- (エ) 生活相談及び助言
- (オ) 送迎

2 保険料の滞納等により当該指定通所介護が法定代理受領サービスとはならないときは、利用者からはその10割の支払いを受け、かわりにサービス提供証明書を発行するとともに、利用者に対し、償還払いの手続きについて説明する。

3 介護保険給付対象外の介護サービスを提供したときは、利用者またはその家族等との契約により、介護サービス費用の負担を利用者に求める。

(ア) 滞在費(居室の提供)

個室

1日あたり 1,171円

多床室（2人部屋、4人部屋） 1日あたり 855円

(イ) 食費（食材料費及び調理にかかる費用相当額）

朝食306円、昼食550円、おやつ代61円、夕食489円。

ただし、滞在費と食費に係る費用については、介護保険負担限度額認定をうけている場合は、この認定証に記載している負担限度額とする。

(ウ) 大津市を越えて送迎を行う場合は、次の料金を徴収する。

- 一 大津市を越えた地点から片道 10km未満 500 円
- 二 大津市を越えた地点から片道 10km～15km未満 1,000 円
- 三 以降、5kmを増すごとに 500 円加算
- 四 送迎に要する有料道路の通行費用 実費

(エ) 複写費 一枚10円

(オ) 前各号に掲げるもののほか短期入所生活介護の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明を行ったうえで、支払の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、大津市（雄琴学区、堅田地域包括エリア、**真野地域包括エリア**、和邇地域包括エリア）とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、短期入所生活介護の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業に従事する職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がけるとともに、職員の指示に従い、利用者の遵守すべき事項に留意しなければならない。

(緊急時における対処方法)

第10条 事業に従事する職員は、事業の実施中の利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第13条 提供した短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第14条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の機会を確保するものとする。

(暴力団の排除)

第15条 法人の役員及び管理者その他の職員は、暴力団員でないこと。またその事業活動について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業者は事業の従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。

2 事業の従事者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

3 事業の従事者は、従事者でなくなった後においても利用者又はその家族の秘密を守るべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月1日)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月1日)

この規程は、平成25年7月1日から施行する

附則 (平成27年8月1日)

この規程は、平成27年8月1日から施行する

附則（平成 28 年 8 月 1 日）

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する

附則（平成 29 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 8 月 1 日）

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 10 月 1 日）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

付則（令和 2 年 7 月 1 日）

この規定は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。